

令和6年度第2回三重県社会福祉審議会

日時：令和6年12月20日（金）13:30～15:30

場所：勤労者福祉会館5階職員研修センター第2教室
オンライン（Zoom）

1 開会

2 議題

報告事項

- (1)「三重県子ども条例」の改正について（少子化対策課）P. 1～P. 2、別冊1 資料 1
- (2)「三重県こども計画（仮称）」（中間案）について（少子化対策課）
P. 3～P. 6、別冊2 資料 2
- (3)「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」（中間案）
について（少子化対策課、家庭福祉・施設整備課）
P. 7～P. 14、別冊3 資料 3
- (4)「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（中間案）について
（子どもの育ち支援課）
P. 15～P. 17、別冊4 資料 4
- (5)「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」（中間案）について
（子どもの育ち支援課）
P. 19～P. 23、別冊5 資料 5
- (6)「三重県社会的養育推進計画（I期）」（中間案）について（児童相談支援課）
P. 25～P. 30、別冊6 資料 6
- (7)「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための
基本計画」（中間案）について（家庭福祉・施設整備課）
P. 31～P. 35、別冊7 資料 7
- (8)「第二期 三重県地域福祉支援計画」（中間案）について（地域福祉課）
P. 37～P. 40、別冊8 資料 8
- (9)「第二期 三重県再犯防止推進計画」（中間案）について（地域福祉課）
P. 41～P. 44、別冊9 資料 9
- (10)「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）について（地域福祉課）
P. 45～P. 50、別冊10 資料 10

3 その他

4 閉会

《別冊》

- (別冊 1) 「三重県子ども条例」の改正について 提出資料
- (別冊 2) 「三重県こども計画（仮称）」（中間案）
- (別冊 3) 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」
（中間案）
- (別冊 4) 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（中間案）
- (別冊 5) 「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」（中間案）
- (別冊 6) 「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」（中間案）
- (別冊 7) 「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（中間案）
- (別冊 8) 「第二期 三重県地域福祉支援計画」（中間案）
- (別冊 9) 「第二期 三重県再犯防止推進計画」（中間案）
- (別冊 10) 「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）

1 「三重県子ども条例」の改正について

1 経緯

「三重県子ども条例」の施行から 10 年以上が経過し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめ、不登校の増加や高止まりが続くほか、子どもの貧困、ヤングケアラーといった課題も顕在化しています。

このため、令和 5 年度に実施した三重県子ども条例に基づく調査結果をふまえるとともに、子ども当事者や当事者の支援を行う関係者等の意見を聴きながら、条例改正について下記の視点で検討を進めてきました。本年 10 月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で報告を行った中間案について、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見をふまえつつ庁内検討をさらに進め、最終案を取りまとめました。

【改正の視点】

- ①子どもの権利を守ることを正面から捉える
- ②子どもの健やかな育ちを支える多様な施策を推進する
- ③子どもに必要な情報を提供したうえで、意見を聴き、尊重する
- ④子育て家庭に寄り添ったさまざまな支援を実施する

2 これまでの検討状況

	開催日	主な内容
第 1 回こども政策検討会議	5 月 7 日	条例改正の必要性、子ども・若者の現状と課題、必要な支援
第 2 回こども政策検討会議	5 月 28 日	条例改正の方向性
第 3 回こども政策検討会議	7 月 30 日	条例改正案（概要）
第 4 回こども政策検討会議	9 月 26 日	条例改正案（たたき台）
パブリックコメント	10～11 月	
第 5 回こども政策検討会議	11 月 28 日	条例改正案（最終案）（暫定版）
こども会議（17 グループ） （別冊 1 P 1～10）	① 6～9 月 ② 11～12 月	①子どもの意見の聴き取り ②意見の反映状況を報告

3 パブリックコメントの実施状況等

- ① 意見募集期間 令和 6 年 10 月 11 日（金）から 11 月 11 日（月）まで
- ② 意見数 19 名の方から 122 件の意見をいただきました。
- ③ 意見及び対応状況 （別冊 1 P 12～22）
- ④ 主な意見
 - ・学校現場における十分な環境整備の必要性等をふまえ、財政上の措置についての条項を設けるべきである。（7 件）
 - ・子どもの権利を正面から捉えた条例であるならば、条例の名称に「子どもの権利」を入れるべきである。（6 件）

4 中間案からの変更点（別冊1 P23～31）

中間案からの変更点の主なものは以下のとおりです。

（1）医療保健子ども福祉病院常任委員会でのご意見をふまえたもの

- ・前文について、子どもを取り巻く環境の変化に関する記述を減らし、子どもの権利が守られていない現状を端的に表現するとともに、子どもの権利を守るのは社会の責務であることや、めざすべき子どもの権利が守られている状態について具体的に追記。
- ・子どもの育ちへの支援（第13条）について、「自然体験を始めとした体験活動」、「児童養護施設又は里親のもとで暮らす子ども」と具体的にイメージしやすい表現に変更。
- ・子育て家庭への支援（第15条）について、「様々な支援」から、「多様な子育てと働き方のための環境の整備、情報提供その他」と具体的な支援内容に変更。

（2）パブリックコメントをふまえたもの

- ・子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める規定を追加。（第23条）

（3）その他庁内検討によるもの

- ・名称について、「子ども基本条例」とするとしていたが、様々なご意見がある中で、子どもが身近に感じられるか、かつ、条例の内容を適切に表現できているかとの観点から、現行の「子ども条例」を変えないことに変更。
- ・基本理念（第3条）について、子どもの意見表明権と最善の利益の考慮に関する条文をそれぞれ独立した規定に整理。また、最善の利益の考慮にあたっては、子どもの年齢及び発達の程度に応じることを追記。
- ・子どもの権利侵害にあたる行為について、例示として適切な数に絞って表記するとともに、権利侵害から子どもを「守る」から、「守るために必要な施策を推進」と表現を変更。（第11条）
- ・子どもの視点に立った情報の提供について、広報及び啓発の条項に含めていたものを独立した条項として規定。（第19条）

5 今後の予定

令和7年 2月 議案提出

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）
公布

2 「三重県こども計画（仮称）」（中間案）について

1 計画の目的

「三重県こども計画（仮称）」は、こども基本法第 10 条第 1 項に基づいて策定する、本県の子ども施策についての計画であり、かつ、三重県子ども条例改正案第 18 条第 1 項（令和 7 年 2 月会議に提出予定）に基づいて策定する、本県の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

このたび、別冊 2 のとおり中間案を取りまとめました。

2 計画のポイント

（1）子ども条例改正案を重視した計画策定

子ども条例改正案においては、令和 5 年度に実施した「子どもの生活に関する意識、実態調査（みえの子ども白書 2024）」の結果をふまえるとともに、子ども当事者や当事者の支援を行う関係者等の意見を聴きながら、子どもを取り巻く現状と課題を整理し、それに対応する子ども施策の基本となる事項を規定しています。同条例案で規定する基本的施策を推進するための計画とすることを重視し、計画策定を進めます。

（2）こども大綱を勘案した計画策定

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ねるとともに、全てのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、施策を総合的に推進することとしています。こうした観点をふまえて、子ども条例改正案にはない「若者支援」及び「少子化対策」を要素に加えて計画を策定します。

3 中間案の概要

第 1 章 はじめに

（1）計画策定の趣旨（経緯）（別冊 2 P 1）

子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、児童虐待、いじめ、不登校の増加に加え、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもの置かれている状況は深刻さを増しています。子ども条例改正案の目的である「子どもの権利を守り、生きづらさや困難を取り除き、将来に夢や希望を持ちながら成長できる環境づくり」の実現に向けて、こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」の観点も加えつつ、本県の子ども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定します。

（2）計画期間（別冊 2 P 3）

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

(3) 本計画における「子ども」「若者」の定義（別冊2 P3）

「子ども」については、18歳未満の者をいい、18歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含みます。

「若者」については、青年期（施策によりポスト青年期を含む）の者をいいます。

第2章 子どもの現状について（別冊2 P4～19）

「子どもを取り巻く環境の変化」、「子どもの権利侵害、困難を抱える子どもの増加」、「子どもの権利に関する理解」、「子育て家庭の現状」について、さまざまなデータを掲載しています。

第3章 計画のめざす姿等（別冊2 P20～27）

(1) めざす姿（別冊2 P21）

本計画では、「すべての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」をめざす姿とし、取組を進めていきます。

(2) 計画推進の原則（別冊2 P22）

- ① 子どもの最善の利益を考慮する
- ② 子どもの意見を聴き、対話しながらともに進める
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく支援し、すべての子どもの健やかな成長を支える
- ④ 子どもと子育て家庭をともに社会全体で支援する
- ⑤ 多様な価値観、考え方を尊重することを大前提として取り組む

(3) 施策体系（別冊2 P23～25）

めざす姿の実現に向けて、6つの「基本的施策」を設定し、これを具体的に展開するため、11の「重点的な取組」により取組を進めます。

(4) 計画目標（別冊2 P26～27）

計画のめざす姿である「すべての子どもが豊かに育ち、将来にわたって幸せな状態で生活することができる三重」について、達成度合いを測るものとして「総合目標」を設定します。

総合目標の項目	現状値(R6)	目標値(R11)
「生活に満足している」と思う子どもの割合	(R5:65.2%)	70.0%
「自分の将来について希望がある」と思う子どもの割合	(R5:79.4%)	80.0%
「子ども施策について自分の意見が聴かれている」と思う子どもの割合	(R5:25.6%)	70.0%
「自分が好きだ」と思う子どもの割合	(R5:68.1%)	70.0%

第4章 重点的な取組（別冊2 P28～61）

めざす姿の実現に向けて、6つの「基本的施策」を設定し、これを具体的に展開するため、11の「重点的な取組」により取組を進めます。

① 子どもの権利侵害への対応

- ・ 児童虐待対策
- ・ いじめ対策
- ・ 自殺対策
- ・ 体罰・不適切な言動の防止
- ・ 不適切保育の防止
- ・ 子どもからの相談への対応
- ・ 子どもの権利が侵害された場合の権利救済の仕組み

② 子どもを取り巻くリスクへの対応

- ・ インターネットに関わるリスクへの対応
- ・ 性犯罪・性暴力対策
- ・ 通学路等の安全確保
- ・ 防災対策

③ 子どもの権利に対する理解の向上

- ・ 子どもの権利に関する啓発、学習の推進

④ 多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実

- ・ 多様な学び、遊び・体験機会づくり
- ・ 子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり
- ・ 不登校の子どもへの支援

⑤ 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援

- ・ 貧困など困難な環境にある子ども・家庭への支援
- ・ ヤングケアラー支援

⑥ 社会的養育の推進

- ・ 社会的養育の推進

⑦ 特別な支援や配慮が必要な子どもへの支援

- ・ 発達支援
- ・ 医療的ケア児への支援
- ・ 特別支援教育の推進
- ・ 外国につながる子どもへの支援

⑧ 子どもの意見表明及び社会参画の促進

- ・ 意見表明、社会参画の機会の充実

⑨ 妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援

- ・ 妊産婦、乳幼児ケア
- ・ 周産期医療体制の確保
- ・ 仕事と子育ての両立支援など働き方改革の推進
- ・ 子育て家庭への経済的支援

⑩ 幼児教育・保育、放課後児童対策の推進

- ・ 幼児教育、保育の提供
- ・ 放課後児童対策の推進

⑪ 若者への支援

- ・ 就労支援
- ・ 出会い支援
- ・ 不妊への支援
- ・ ひきこもり支援

第5章 子ども施策全般に係る取組（別冊2 P62～69）

重点的な取組も含めた県の子ども施策全般について、「子どものライフステージ別の取組」、「ライフステージを通じた取組」、「子育て当事者への支援に関する取組」の3つの視点で整理し、子ども施策の全体像を示します。

第6章 計画を推進するために（別冊2 P70～71）

本計画の推進にあたっては、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルに基づき、毎年度、取組の進捗状況を評価したうえで、県議会等に報告し、取組の改善方策の検討につなげます。

4 今後の予定

令和6年 12月 パブリックコメントの実施（～令和7年1月）

令和7年 2月 議案提出

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）

3 「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」（中間案）について

1 計画の目的

「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」は、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第 10 条及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第 12 条に基づく計画で、子どもの貧困の解消及びひとり親家庭等支援に関する施策を定めるものです。

このたび、別冊 3 のとおり中間案を取りまとめました。

2 計画のポイント

(1) 「三重県子どもの貧困対策計画」と「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」との一体的策定

両計画の一体化に伴い、新たに「めざす姿」を設定し、「めざす姿」に対応する形で「取組の視点」及び「具体的取組と計画目標」を見直しました。

(2) 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」及び「こども大綱」の内容を反映

貧困は、子どもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な問題であることをふまえ、子どもの現在の貧困を解消するとともに子どもの将来の貧困を防ぐことを旨として、子どもの貧困の解消に向けた各種取組を推進していきます。

(3) 「民法等の一部を改正する法律」の趣旨をふまえて、養育費の確保に向けた取組の推進

養育費を確保しやすくするため、令和 6 年 5 月に「民法等の一部を改正する法律」が公布され、2 年以内に施行されることとなりました。法定養育費制度の導入、養育費債権に優先権（先取特権）の付与など、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等について、周知・広報を強化していきます。

3 中間案の概要

第 1 章 計画策定の基本的な考え方（別冊 3 P 1～3）

1. 計画策定の趣旨

ひとり親家庭の約半数が貧困状態であり、ひとり親家庭を取り巻く環境が依然として厳しい状況にあります。また、家庭の経済状況にかかわらず、ひとり親家庭においては、仕事と子育てを一手に担わなければならない、時間にゆとりがなく親子ともに地域や社会から孤立しやすい状況にあります。このようなひとり親家庭を含めた困難な環境にある子どもやその家族を支援し、子どもの貧困の解消及びひとり親家庭等が安心して子育てや生活ができる環境の整備に向けた施策を総合的に推進していくため、両計画を一本化して策定します。

2. 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3. 子どもの貧困のとりえ方

子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題を抱えている状況を、子どもの貧困ととらえます。

第2章 子どもの貧困およびひとり親家庭の現状（別冊3 P4～11）

1. 子どもの貧困に関する状況

令和4年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、令和3年の子どもの貧困率は11.5%と、前回調査時の平成30年から2.5ポイント低下しているものの、約9人に1人が子どもの平均的な生活水準の半分（貧困線）に満たない状況にあります。

2. ひとり親家庭に関する状況

本県におけるひとり親家庭の世帯数は、令和2年には14,996世帯となっており、平成27年と比較し、約17%減少しています。

第3章 現行計画の取組状況（別冊3 P12～21）

（1）「第二期三重県子どもの貧困対策計画」

①教育の支援

スクールソーシャルワーカーを市町と教育支援センターに配置し、児童生徒や家庭への支援を行いました。また、家庭での学習が困難な子どもに対して「地域未来塾」による学習支援を実施するとともに、対象となるフリースクールを利用している不登校児童生徒がいる低所得世帯に対して、利用料の一部を補助しました。

②生活の支援

市町が地域の実情に応じた母子保健体制を整備できるよう、母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣しました。また、予期せぬ妊娠等に悩んでいる人の相談窓口である「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」において、電話及びLINE相談を実施しました。加えて、生活困窮家庭に対する自立相談支援機関（相談窓口）での継続的な支援や、子ども食堂や学習支援教室などの「子どもの居場所」の運営に対する支援を実施しました。

③保護者に対する就労の支援

生活困窮家庭の方を対象に、生活困窮者自立支援制度の相談機関の就労支援員がハローワーク等と連携して就労支援を行うとともに、自立した世帯からの申請による就労自立給付金を支給しました。また、「おしごと広場みえ」では、雇用関係情報の提供や職業相談、キャリアカウンセリング、就職支援セミナーなどを実施するとともに、各種相談や個別支援計画の作成を行うなど、切れ目のない支援を提供しました。

④経済的支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるため、児童扶養手当を支給しました。また、経済的支援が必要な低所得世帯等に対して、無利子または低利子の資金貸付けを行うことにより、経済的自立や生活意欲の向上を図りました。

⑤身近な地域での支援体制の整備

支援が必要な家庭からの相談に対応するため、ワンストップ相談窓口の設置や、学校、子どもの居場所、要保護児童対策地域協議会、こども家庭センターなどからの情報をもとに、包括的かつ一元的な支援を行う体制の整備に取り組みました。また、「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」では11言語で相談に対応するとともに、専門相談や相談員研修を充実させました。

(2)「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」

①親への就業支援

三重県母子・父子福祉センターに求職者登録した方の令和5年度の就業率は、35.7%でした。同センターでは、就職に有利な技能を身につけるため、パソコンや簿記の無料講習を実施しました。また、就業相談員がハローワークや福祉事務所と連携し、ひとり親の能力開発と就労支援を行いました。

②子育て家庭と生活のための支援

ひとり親家庭等に対する生活支援事業を行う市町に対して、必要経費の一部を補助しました。また、放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の児童に係る利用料の減免を行う市町に対して補助しました。

③子どもへの学習支援

ひとり親家庭学習支援ボランティア事業は令和5年度に8市町が実施しています。令和5年度から生活困窮家庭も対象となり、2市が実施、令和6年度からは大学受験料や模試費用も対象となり1市が実施しています。

④経済的な安定のための支援

養育費に関する相談支援を行うほか、児童扶養手当の支給や医療費助成事業の補助により、経済的安定を図りました。

⑤相談機能の充実と各種支援制度の周知

三重県母子・父子福祉センターにおいて、就労や養育費に関する相談を実施しました。また、ひとり親家庭が24時間365日スマートフォン等で情報にアクセスできる「ひとり親家庭等相談用AⅠチャットボット」を運用しています。

⑥父子家庭に対する支援の充実

父子世帯からの相談について、福祉事務所には250件（令和5年度）の相談がありました。

第4章 実態調査（別冊3 P22～38）

県内の貧困家庭やひとり親家庭における生活実態を把握し、効果的な支援につなげていくため、当事者へのアンケート調査や、聴取調査を実施しました。

【主なアンケート結果】

○子どもの勉強時間について

子どもの勉強時間について、「まったくしない」、「30分より少ない」、「30分以上1時間より少ない」と、全体の約8割が1時間未満の勉強時間となっています。

○各種支援制度の認知度について

子育て世代が利用できるさまざまな支援について、「知らない」と答えた方が多く、特に、「母子・父子福祉センター」（71.1%）、「ひとり親家庭等相談用AⅠチャットボット」（87.7%）など、ひとり親家庭への支援について「知らない」と答えた割合が多くなっています。

第5章 これまでの取組の検証（別冊3 P39～41）

（1）教育の支援（子どもへの学習支援）

- ・子どもたちが確かな学力を身につけることができるよう、家庭での学習習慣の確立に向けた取組を進めるとともに、指導の改善や個に対応した指導の充実を図る必要があります。
- ・全ての子どもが夢や希望を持ち、将来の自立に必要な資質・能力を身につけられるよう、キャリア教育を推進する必要があります。
- ・家庭の経済状況が子どもの学力や体験の機会に影響を与えないよう、幼児期から高等教育までの教育費負担の軽減を図る必要があります。
- ・学校が居場所やセーフティーネットとしての福祉的な役割を果たすための支援体制を整備する必要があります。
- ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援について、地域で利用できるよう、市町と連携し、支援の拡大を図る必要があります。

(2) 生活の支援（子育てと生活のための支援）

- ・ひとり親家庭は「時間の貧困」に陥りやすく、親子で過ごす時間が少ないという課題があります。
- ・市町によって生活支援メニューに差が生じているため、効果的な取組を他の市町に共有するとともに、国に対して市町の財政負担を軽減するよう要望する必要があります。
- ・子ども食堂などの「子どもの居場所」を増やし、子どもや保護者が社会的に孤立しないよう、交流の場としての機能を充実させる必要があります。

(3) 保護者に対する就労の支援（親への就業支援）

- ・ひとり親家庭の保護者に対して就業支援を行っている三重県母子・父子福祉センターの認知度が低いため、広報を強化する必要があります。
- ・ひとり親家庭の保護者は子育てと仕事を両立できる職場を希望する傾向があり、ハローワークや福祉事務所と連携し、個々の状況に応じた就労支援体制の充実が求められます。

(4) 経済的支援（経済的な安定のための支援）

- ・「民法等の一部を改正する法律」の趣旨をふまえ、離婚前の早い段階から養育費に関する相談支援や取り決めの促進を行う必要があります。

(5) 身近な地域での支援体制の整備（相談機能の充実と各種支援制度の周知・父子家庭に対する支援の充実）

- ・市町において努力義務となっている子どもの貧困対策計画の策定について、策定が半数にとどまっており、未策定の市町に対する支援が必要です。
- ・支援を必要とする人にとって確実に情報が届くよう周知・広報を行うとともに、支援が届きにくい家庭を早期に発見し、必要な支援につなげていく取組を行う必要があります。
- ・「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット」の認知度向上とFAQの改善を進め、相談体制を充実する必要があります。
- ・ヤングケアラー等の子どもが相談できる体制を関係機関と連携して整備するほか、父子家庭が孤立しないよう、子育てや生活等の不安解消に向けた取組を進める必要があります。

第6章 めざす姿と取組の視点（別冊3 P42～44）

(1) めざす姿

子どものライフステージに応じた教育等のさまざまな支援や、保護者への経済的支援等によって子どもの貧困を解消するとともに、ひとり親家庭等の生活の安定を図り、安心して子育てができる環境を整えることで、子どもの権利利益が守られ、社会から孤立することなく、夢と希望を持って健やかに成長できる社会をめざします。

（２）取組の視点（施策を展開する上で、分野横断的な視点）

- ①親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築
- ②支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭に配慮した体制の整備
- ③市町における支援体制の充実
- ④学校を地域におけるプラットフォームとした子どもの貧困の解消に向けた対策の推進
- ⑤ひとり親家庭等を中心とした生活の安定と向上に資するための取組の推進

第７章 具体的取組と計画目標（別冊３ P45～66）

（１）教育の支援

学校を地域に開かれた、そして、地域に広がっていくプラットフォームと位置づけるとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門的な人材の配置・派遣や地域による学習支援、関係機関のネットワーク構築に取り組みます。

また、家庭の経済状況や環境に関わらず、全ての子どもが質の高い教育を受けることができるよう、教育に係る経済的負担を軽減するとともに、貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの教育の支援を行います。併せて、学校教育を通じて子どもの学習状況を把握し、指導の改善や個に対応した指導を進めます。

さらに、全ての子どもが夢や希望を持ち、将来の自立に必要な資質・能力を身につけられるよう、キャリア教育を推進します。

加えて、学校が居場所やセーフティーネットとしての役割を果たすための支援体制を整備します。生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもへの学習支援を市町と連携し、地域で利用できるようにし、幼児期から高等教育までの教育費負担の軽減を図ります。

（２）生活の支援

貧困家庭やひとり親家庭の子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他の貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活に関する支援を行います。特に、ひとり親家庭の「時間の貧困」を解消するため、親子で過ごす時間を確保できる支援を強化します。

また、各市町間の生活支援メニューの差の解消を進めるとともに、子ども食堂などの「子どもの居場所」を増やすことで、交流の場としての機能を充実させたり、フリースクール等への運営補助を通じて不登校児童生徒の居場所づくりを支援したりすることで、子どもや保護者が社会的に孤立しないよう支援します。

（３）保護者に対する就労の支援

子どもの貧困の解消や貧困の連鎖の防止には、まずは保護者の就労によって根本的な改善が期待されることから、貧困家庭やひとり親家庭の保護者に対する就労の支援を行います。

また、ひとり親家庭の保護者を支援するために、三重県母子・父子福祉センターの広報を強化し、認知度を高めます。

さらに、子育てと仕事を両立できる職場を希望する保護者のために、ハローワークや福祉事務所と連携し、個々の状況に応じた就労支援体制を充実させます。

加えて、より安定した子どもとの生活の実現に向けた職業訓練の実施や資格取得のための支援も行います。

（４）経済的支援

貧困家庭やひとり親家庭にある子どもの生活上の利益が損なわれないよう、その保護者や子どもに対する経済的支援を行います。

特に、ひとり親世帯である母子家庭において、養育費の受け取りが適切に履行されていない現状を踏まえ、離婚前の早い段階から当事者の状況を聴き取り、養育費に関する相談支援や取り決めの促進等について、周知・広報を強化します。

（５）身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備

生活上のストレスの増大や孤立化により、ヤングケアラーや児童虐待等に陥る危険性が増すことを考慮し、要保護児童対策協議会や重層的支援体制整備事業を通じて、関係機関が情報を共有し、子どもを含む家庭全体に多面的な支援を提供します。

また、市町の貧困の解消に向けた対策についての計画の策定を促進し、ワンストップ窓口や情報提供を強化して支援が届きにくい家庭を早期に発見します。

さらに、「ひとり親家庭等相談用ＡＩチャットボット」の認知度向上とＦＡＱの改善を進め、相談体制を充実させます。相談体制の充実には父子家庭が孤立しないよう配慮するほか、進学などで関係機関とのつながりが途絶えないよう、移行先の関係機関と情報を共有し、継続的な相談支援体制づくりを進めます。

○目標

項目名	現状値	目標値 (令和11年度)
１．教育の支援		
ひとり親家庭や低所得子育て世帯等の子どもが利用できる学習支援事業に登録する人数	261人 (R5)	400人
児童養護施設、里親の子どもの高等学校等卒業後の進学率、生活保護世帯の子どもの大学等進学率	32.1% (R4・R5)	45%
地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合	76.0% (R5)	100%

2. 生活の支援		
こども家庭センター設置市町数	15 市町 (R6)	29 市町
ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て世帯訪問支援事業、ひとり親家庭に対してファミリー・サポート・センター事業利用料への助成のいずれかを実施する市町数	19 市町 (R5)	29 市町
子ども食堂、フードパントリー、子ども向け体験活動、学習支援教室など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数	181 か所 (R5)	350 か所
3. 保護者に対する就労の支援		
三重県母子・父子福祉センター（母子家庭等就業・自立支援センター）求人票件数	150 件 (R5)	250 件
4. 経済的支援		
養育費を受給している割合	25.4% (R5)	40%
5. 身近な地域における子どもと保護者に対する切れ目のない支援体制の整備		
子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画を策定している市町数	15 市町 (R5)	29 市町
こども家庭センター設置市町数【再掲】	15 市町 (R6)	29 市町

※目標値以外にも対策を進める上でフォローが必要な指数として、目標値を設定しないモニタリング指標を設定しています。（別冊3 P68～69）

第8章 計画の推進体制（別冊3 P67）

本計画に基づく進行管理について、PDCAのサイクルに基づき、計画の進捗状況を把握し、めざす姿の実現に向けて、より効果的に対策を推進していきます。

4 今後の予定

- 令和6年12月 パブリックコメントの実施（～令和7年1月）
- 令和7年2月 第2回三重県子どもの貧困対策及びひとり親家庭等自立促進計画策定検討会議
- 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案の説明）
- 3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
- 計画の策定

4 「第三期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（中間案）について

1 計画の目的

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、県は、子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に基づき、令和 2 年 3 月に「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（令和 2 年度～令和 6 年度）を策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策や広域的な対応が必要な施策に取り組んできたところです。

現行計画が令和 6 年度をもって最終年度を迎えることから、新たな計画を策定することとし、このたび、別冊 4 のとおり中間案を取りまとめました。

2 計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

3 計画のポイント

（1）市町の「子ども・子育て支援事業計画」をふまえて計画を策定

子ども・子育て支援法に基づき、市町及び県は、国が示す基本指針に即して、それぞれ 5 年を 1 期とする計画を定めるものとされています。各市町は、今後 5 年間の量の見込み（事業需要量）及び確保方策（事業供給量）を定めるなど、子ども・子育て支援事業の実施主体として、市町子ども・子育て支援事業計画（以下「市町計画」という。）を策定する一方、県は、市町計画等をふまえ、市町が市町計画に基づく取組を着実に実施できるよう支援するため、県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「県計画」という。）を策定します。

（2）法改正をふまえた「地域子ども・子育て支援事業」の促進

令和 4 年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」では、子育て世帯訪問支援事業等の家庭支援に関する事業が創設・拡充されるとともに、令和 6 年の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）や妊婦・産後ケア等に関する事業が創設され、それぞれ地域子ども・子育て支援事業として位置づけられています。こうした新たな事業も加え、市町が地域の実情に応じ、着実に事業を実施できるよう支援します。

（3）保育人材の確保及び保育の質の向上に向けた取組の推進

保育所等では、保育士不足が主な要因となっており、毎年、待機児童が生じていることから、保育士の確保を重要な課題と捉え、三重県保育士・保育所支援センターの活用等により保育士確保に努めます。また、県内の一部の保育施設において不適切保育事案が発生しており、保育の質の確保・向上を図る必要があることから、各種研修の実施や臨床心理士の資格を持つ保育士支援アドバイザーによるアウトリーチの相談支援等に取り組めます。

4 中間案の概要

子ども・子育てを取り巻く状況や子育て支援等に関する制度の改正等をふまえ、次の主な項目において、今後の取組内容等について記載しています。

(1) 教育・保育に係る量の確保及び一体的な提供等（別冊4 P4、P9～14）

県では、各市町が策定した「第二期 市町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、教育・保育に係る量と質の確保が図られるよう、支援してきました。

保育の量の確保では、市町と連携し、教育・保育施設の認定こども園化に伴う認可の手続きや、施設整備に係る補助手続き等の支援に努めてきました。市町や私立幼稚園による認定こども園の設置が計画以上に進捗する（計画：70施設／実績：117施設）など、地域の実情に沿った保育の受け皿整備が進んでいます。

次期計画においても、引き続き、認定こども園への移行を支援するなど、市町と連携し、教育・保育の受け皿確保を図り、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供を目指します。また、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等の円滑な接続に関する取組について推進します。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進（別冊4 P5、P15～21）

地域における子ども・子育て支援を推進するため、事業の実施に必要な施設の整備費や事業の運営費を補助するとともに、これらの事業を支える人材の育成や資質向上のための研修を実施することなどにより、市町の取組を支援してきました。

こうした取組により、例えば、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では、支援の単位（児童の預かりの集団の規模）の数は増加し（R2：462→R6：525）、児童の受け入れ数も増加しています（R2：17,184人→R6：20,162人）。

次期計画においても、引き続き、市町が地域の実情に応じて定めた市町計画に基づき、地域子ども・子育て支援事業が着実に実施することができるよう支援していきます。

なお、新たに創設された「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」については、国の動向を注視し、市町に対して迅速に必要な情報を提供するとともに、次年度以降の市町における実施状況をふまえ、必要な支援を行っていきます。

(3) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等

（別冊4 P5、P23～27）

県内の保育所等では、毎年、0～2歳の低年齢児を中心に待機児童が発生しており、その主な要因の1つに保育士不足があり、待機児童の解消や保育の質の確保・向上を図る上で、保育士の確保は急務となっています。また、放課後児童クラブにおいても、放課後児童支援員等の不足により、一部の市町で十分な受入体制が整わず、待機児童が発生しています。

このため、保育士等の確保については、三重県保育士・保育所支援センターを中心に据え、新たに保育士となる者の育成・就業支援、新任保育士の就業継続支援や潜在保育士の現場復帰のための相談支援等に取り組むとともに、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す学生への修学資金貸付等を行います。加えて、現任保育士等の離職防止・就業継続支援の取組として、保育士支援アドバイザーが保育所等を訪問してアウトリーチの相談支援を行うなど、多様な手段を講じて保育士の確保に努めます。

放課後児童支援員等の確保についても、放課後児童支援員認定資格研修等を毎年複数回実施することで、支援員等の確保を進めていきます。

また、保育所等や放課後児童クラブでは、障がい児や外国につながる児童等、特別な配慮が必要な児童への支援の機会が増えつつあり、以前にも増して保育士等や放課後児童支援員等には質の向上や専門性の確保が求められています。加えて、県内の一部の保育施設において不適切保育事案が発生していることから、保育士等を対象にした人権保育研修や保育士等キャリアアップ研修等の各種研修を実施するとともに、放課後児童支援員等に対しても、資質向上研修を実施します。

(4) 教育・保育等情報および特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表

(別冊4 P28～29)

国の「子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)」により、市町・事業者が提供する教育・保育等に関する情報を公表しています。子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和7年度から、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者から報告される経営情報のうち、職員の処遇等に関する情報であって、保護者の施設・事業者の選択等に必要な情報を公表していきます。

(5) 専門的な知識、技術が必要な支援についての施策の実施と市町との連携

(別冊4 P30～36)

児童虐待防止対策については、市町や関係機関との連携強化や市町の相談体制の充実に取り組み、県全体の児童虐待対応力の向上に努めます。

社会的養育については、「三重県社会的養育推進計画(I期)」に基づき、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化等、自立支援の推進や子どもの権利擁護への支援に取り組み、支援の充実に努めます。

発達障がい児や医療的ケアを必要とする児童に対して、個々の子どものニーズに応じたきめ細かな支援を行うとともに、外国につながる子どもが安心して過ごすことができる環境づくりや保護者支援にもつながる取組を促進します。

(6) 計画を推進するために(別冊4 P38)

子ども・子育て会議において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行います。

また、計画期間の中間年を目安として、市町計画の見直し状況等をふまえ、必要な場合には、県計画の見直しを行います。

5 今後の予定

令和6年	12月	パブリックコメントの実施(～令和7年1月)
令和7年	2月	第24回三重県子ども・子育て会議(最終案の意見聴取) 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会(最終案の説明)
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会(最終案の説明) 計画の策定

5 「健やか親子いきいきプランみえ（第3次）」（中間案）について

1 計画の目的

県では、母子保健対策の実施計画である「健やか親子いきいきプランみえ」を平成15年3月に策定しました。その後、平成27年度から令和6年度を計画期間とする「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（以下「現行計画」という。）を策定し、令和6年度をもって終期を迎えることから、第3次計画を策定することとし、このたび別冊5のとおり中間案を取りまとめました。

2 計画のポイント

現行計画は、県の母子保健計画として、国の「母子保健計画策定指針」等を参考に策定したのですが、次期計画については令和元年12月に施行された「成育基本法」（略称）及び同法に基づく「成育医療等基本方針」（略称）により策定することとします。

それに伴い、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対して必要な成育医療等を切れ目なく提供するため、医療、福祉、教育など関係機関の連携により、横断的な視点での取組を推進していきます。

3 中間案の概要

第1章 計画策定の基本的な考え方（別冊5 P1～2）

1 計画策定の趣旨

この計画は、医療、福祉、教育などの各分野における横断的な視点で取組を推進し、親と子及びその家族が、県内のどの地域においても切れ目のない一定の水準以上の母子保健サービスが受けられるなど、安心して子どもを産み、育てられ、子どもが健やかに育つ三重県を実現していこうとするものです。

2 計画の基本理念

本計画における基本理念は、現行計画に引き続き「子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」とします。

3 計画の位置づけ

本計画については、県の長期ビジョンである「強じんな美し国ビジョンみえ」のほか、「三重県医療計画」及び「三重県こども計画（仮称）」等の関係する計画との整合を図りながら、取組を推進します。

4 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

第2章 母子保健に関する三重県の現状（別冊5 P3～25）

母子保健を取り巻く状況や母子保健の水準などについて、全国値と本県の値を比較することにより、県内の母子保健を取り巻く状況などを示しています。

また、現行計画にかかる5つの重点課題ごとの残された主な課題は次のとおりです。

○重点課題1：切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

- ・母子保健機能と児童福祉機能を連携して、一体的な支援を切れ目なく行うために令和6年度から設置が努力義務とされた「こども家庭センター」は、現在15市町での設置にとどまっています。
- ・全市町で実施されている産後ケア事業について、市町によってサービスの内容に差異があるなどの課題があります。

○重点課題2：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ・学童期・思春期は、さまざまな情報に自ら触れ行動を選択しはじめる時期であることから、正しい知識を広く普及啓発し、望まない妊娠や性感染症等の予防など主体的な健康づくりを進める必要があります。

○重点課題3：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- ・孤独感や不安感を抱える妊産婦や子育て家庭の孤立化を防ぐため、日常生活の中での見守りや、子どもや保護者が安心して過ごせる居場所の確保等が必要です。
- ・地域全体で子ども・子育て家庭を支えあう社会づくりを進めるため、関係団体との連携や地域資源の開拓を進め、民間団体と連携し取り組む必要があります。

○重点課題4：育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- ・乳幼児の健康状態を把握し、疾患や発達障がい等の早期発見・早期治療につなげるため、乳幼児健診の実施体制の充実を図る必要があります。
- ・健診の結果を治療や療育につなげるための関係機関の連携強化等、健診後のフォロー体制の充実に取り組む必要があります。

○重点課題5：妊娠期からの児童虐待防止対策

- ・「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書（2023年津事例）」では、再発防止に向けた提言において、「周産期における虐待のリスクの多角的な見立てと要支援妊婦（特定妊婦）への実質的な相談・支援体制の充実」が求められています。
- ・児童虐待防止対策を進めるために、妊娠の届出や健診等のさまざまな機会を通じて悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、切れ目のない支援に取り組むとともに、児童福祉との連携による包括的な支援の充実を図る必要があります。

第3章 取組の推進体制と重点課題および目標（別冊5 P26～49）

母子保健を取り巻く環境の変化や、本県の母子保健の現状をふまえ、取組の推進体制や重点課題及び目標を定めて計画を推進します。

1 取組の推進体制

本計画は、現行計画に引き続き、「出産・育児まるっとサポートみえ」の取組により、切れ目のない支援体制の整備を推進します。また、新たな視点を加えた、次の5つの視点をもって取組を推進します。

- 継続的な支援 ○ワンストップの支援 ○予防的支援 ○家族支援
- 児童福祉・教育との連携

2 重点課題および目標

5つの重点課題の解決に向けた取組の進捗状況を把握・評価するため、本計画の計画期間において達成すべき数値目標を掲げます。

○重点課題1：切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

重点課題 1	項目		現状	目標	出典
	乳幼児健診の 受診率	4 か月児	97.7%	100%	母子保健報告 (R5 年度)
		10 か月児	95.5%		
		1 歳 6 か月児	99.0%		
		3 歳児	98.1%		

・具体的な取組

県内全市町において無料で実施されている4か月児、10か月児、1歳6か月児及び3歳児への乳幼児健診に加え、新たに1か月児及び5歳児健診に対する国の支援が開始されたことから、切れ目ない乳幼児健診の実施に向けてはたらきかけを行うとともに、出産後から就学前までの切れ目ない支援の取組を進めます。

○重点課題2：学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

重点課題 2	項目		現状	目標	出典
	【新】いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生	95.9%	100% (R9 年度)	三重県教育委員会 調べ(R5 年度)
		中学生	97.7%		
		高校生	92.3%		

・具体的な取組

学校において、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることができるよう取り組みます。

また、さまざまなこころの悩みを抱える若者に対して、SNSを活用した相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携を図るとともに、児童生徒のこころのケアや保護者への相談を行うなどして、支援体制の充実を進めます。

○重点課題３：子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

重点課題 3	項目	現状	目標	出典
	住んでいる地域で子育てをしたいと思う親の割合	95.6%	増加	乳幼児健康診査 必須問診項目 (R5 年度)

・具体的な取組

市町において、妊娠期から子どもが大人になるまでの一連の成長の過程のさまざまなニーズに対してワンストップで総合的な相談支援を行うことができるよう、こども家庭センターの設置を支援します。また、さまざまな支援機能を持つ「子どもの居場所」づくりを推進するための体制を整備します。

○重点課題４：育てにくさを感じる親に寄り添う支援

重点課題 4	項目	現状	目標	出典
	日常の育児について相談相手のいる親の割合	99.3%	100%	1歳6か月児 アンケート (R6 年度)

・具体的な取組

乳幼児の健康状態を把握し、疾患や発達障がいを含む障がいの早期発見・早期治療につなげるため、乳幼児健診の実施体制の充実、及び健診の結果を治療や療育につなげるための関係機関の連携強化を図り、健診後のフォロー体制の充実に向け取り組みます。

また、医療的ケア児を含む障がいのある子どもやその家族が、身近な地域で安心して暮らせるよう、市町の保健師等に対してさまざまな機会を通じて研修を実施し、支援内容の向上につなげます。

○重点課題５：妊娠期からの児童虐待防止対策

重点課題 5	項目	現状	目標	出典
	【新】乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合	4 か月児	96.1%	乳幼児健康診査必 須問診項目 (R5 年度)
		1歳6か月児	86.1%	
		3 歳児	70.1%	

・具体的な取組

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業等の円滑な実施のため、市町の母子保健コーディネーターの養成等専門職の資質向上のほか、子育て支援に携わる人材の育成に取り組みます。

また、児童相談所職員、市町児童相談担当職員など関係機関職員を対象とした研修を開催し、さらなる児童虐待相談体制の強化を図るとともに、警察、県・市町教育委員会、市町等との地域ブロック別の合同研修、情報共有や意見交換を通じて、児童虐待防止の強化を図ります。

第4章 計画の総合的な推進（別冊5 P50）

- ・県・市町が関係機関・団体との連携・協働のもとでそれぞれの役割を果たし、計画を推進していきます。
- ・県の役割としては、県内市町における地域格差と取組格差の解消による均てん化及び更なる支援の充実を図るため、各市町における課題分析や人材育成等について必要な助言・支援等を行うことにより、市町の母子保健対策の推進を支援します。

第5章 計画の進行管理および見直し（別冊5 P51）

- ・計画を着実に推進し、各課題を解決していくため、PDCAサイクルにより計画の進捗状況を把握し、より効果的に取組を推進します。
- ・年度ごとに、計画の進捗状況や取組内容などについて自己評価を行い、三重県医療審議会健やか親子推進部会へ報告し、県のホームページで公表するとともに、翌年度以降の取組等について検討や見直しを行います。

4 今後の予定

- | | | |
|------|-----|------------------------------|
| 令和6年 | 12月 | パブリックコメントの実施（～令和7年1月） |
| 令和7年 | 2月 | 第3回三重県医療審議会健やか親子推進部会（最終案の審議） |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明） |
| | | 計画の策定 |

6 「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」（中間案）について

1 計画の目的

県では、令和2年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）に基づき、社会的養育の体制や支援の充実に取り組んでいるところです。「三重県社会的養育推進計画（Ⅰ期）」は、令和4年改正児童福祉法の趣旨をふまえ、国の策定要領（令和6年3月）に基づき、新たな計画として見直しを行い定めるものです。このたび、別冊6のとおり中間案を取りまとめました。

2 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画のポイント

（1）子どもの権利擁護（意見聴取・意見表明等）への支援

子どもの権利擁護について、この計画の根本であり最重要な事項であるという認識に立ち、計画の全体像に示される4つのステージ（予防的支援ステージ、緊急保護ステージ、社会的養護ステージ、自立支援ステージ）を通じて、大人も含め子どもの理解を深める取組を進めます。

（2）代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障

子どもの最善の利益を実現するため、家庭養育優先の原則を推進するとともに、パーマネンシー保障（家庭という育ちの場の保障）の理念に基づくケースマネジメントが徹底される環境づくりを進めます。

（3）切れ目なく隙間のない支援

市町と連帯して、支援の必要な保護者や子どもの情報が集積する関係機関（主に児童相談所や市町要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。））の機能を発揮させ、ネットワーク化された関係機関等間の情報の共有化を図ります。その上で、共有化された情報をもとに関係機関等の連携による支援をコーディネートできる体制を整備します。さらに、支援の必要な保護者や子どもの情報の共有化と合わせて、関係機関等間の引継ぎを的確かつ効率的に実施できるよう環境を整えます。

4 中間案の概要

第1章 はじめに

（1）計画の趣旨（別冊6 P1）

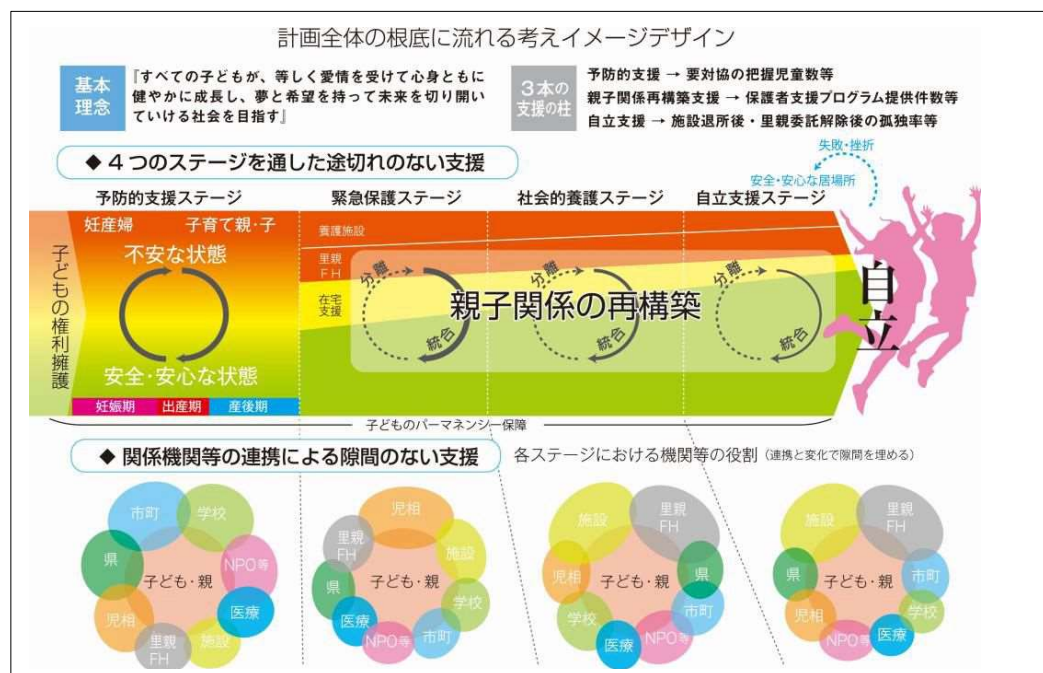
令和4年改正児童福祉法の趣旨に沿って、妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで、切れ目なく隙間のない総合的な対策をまとめます。

(2) 計画策定の基本理念と基本的方向（別冊6 P2～3）

【基本理念】 全ての子どもが、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す

【基本的方向】 予防的な支援、緊急保護・社会的養護における支援、自立支援、情報の収集・発信および調査・研究の取組を行うにあたり、子どもに十分な説明を行い、その真意を聞き取り、その権利の擁護を図ります。

第2章 計画の全体像（別冊6 P3～6）



上記のような「計画全体の根底に流れる考えイメージデザイン」を作成しました。このイメージデザインでは、国の策定要領に記載される事項が緊密につながり、一体的かつ全体的な視点で捉えられるよう整理しています。加えて、県独自の考え（切れ目なく隙間のない支援）に基づき、三本の支援の柱を定めて評価指標や関連指標の進行管理を行います。

第3章 計画の評価指標・関連指標等

(1) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

（別冊6 P7、P26）

国の策定要領に基づき、計画の最終年度（令和11年度）における代替養育を必要とする子ども数を608人と見込みます。要対協が把握する要保護児童数等、ショートステイ利用者数、養育支援訪問件数、一時保護児童数および2か月を超える一時保護件数の各々の実績の前年度伸び率の平均値を乗じて得た数値を潜在的需要率（約4割増）として措置児童の推計数435人に乗じています。

（２）評価指標（別冊６ Ｐ 7、P19～25）

三本の支援の柱（「予防的支援」、「親子関係再構築支援」および「自立支援」をいう。）の大分類において、県独自の評価指標を設定しています。

（３）関連指標（別冊６ Ｐ 7～8、P19～25）

国の策定要領の評価指標の一部を関連指標（小分類）と位置づけ、計画の最終年度（令和 11 年度）までの間、実績値を測定し傾向を把握します。計画期間中にその傾向を把握することによって、評価指標や関連指標の間の関係性を見極め、次期計画の策定検討時に活用します。

（４）三本の支援の柱に係る評価指標・関連指標のツリー図

（別冊６ Ｐ 8、P19～25）

三本の支援の柱にぶら下がる評価指標と関連指標を大分類・中分類・小分類に区分し体系化しています。今後、この体系図をもとに指標間の影響度合いや目標値への影響度合いを確認できるよう見える化しています。

＜三本の支援の柱と評価指標＞

支援の柱	県独自の評価指標（大分類）	最終年度 （令和 11 年度）
予防的支援	要対協の把握する要保護児童数と要支援児童数の合計数	8,783 件
親子関係再構築支援	保護者支援プログラムを提供した保護者の再発率（再分離率）	再発率 13%
自立支援	施設退所後または里親委託解除後 3 年後の就労の状況・進学状況と孤立率	就職・進学率 100% 孤立率 0%

第４章 計画全体に関わる検討課題（別冊６ Ｐ 8～10）

以下の検討課題について、「総論」および「各論」に記載する取組を通じて解決を図るとともに、調査・研究を行い、さらに検討を重ねます。

- （１）各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み（潜在的な需要）
- （２）子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発等
- （３）子どもの自立のための支援（失敗しても再チャレンジできる環境）
- （４）人材の確保と育成
- （５）支援のための財源の確保

第5章 各関係機関等の具体的な取組

(1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組（別冊6 P11）

① 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組

市町に設置される「こども家庭センター」の中心的な役割を担う「統括支援員」や「母子保健コーディネーター」の職員の人材育成や専門性の確保が必要です。研修等の実施など妊産婦や子育て家庭への相談体制の強化を支援することにより、早期に出産や子育ての不安に対応します。

② 市町の家庭支援事業等の整備に向けた県の支援・取組

市町が家庭支援事業等を実施する上でサポートプランを作成する必要がある、必要な事業量や取組状況等を把握することが重要です。適切なサポートプランの作成に向けて、県内の里親、入所施設等について、子育て短期支援事業等の委託先として市町と情報共有し信頼関係を構築することで積極的な活用を図るなど市町の取組を支援します。

③ 児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

市町が「こども家庭センター」を整備していく中で、児童家庭支援センターとの関係構築や連携方法について整理する必要があります。地域における児童家庭支援センターの相談機能の充実を図るとともに、児童相談所や要対協と連携して、親子関係の再構築に向けた保護者支援プログラムの修得支援など職員の育成にも取り組みます。

(2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組（別冊6 P11～12）

悩みを抱える妊産婦等を早期に把握し、必要な支援につなげるため、相談窓口の設置や関係機関と連携した支援を行うとともに、母子保健コーディネーター等の人材育成など、市町の体制整備に向けた取組を進め、妊産婦等への切れ目ない支援に取り組みます。

(3) 一時保護改革に向けた取組（別冊6 P12）

施設職員の確保が難しく、入所施設本来の業務に影響が及ぶことから、既存の一時保護専用施設の利用と合わせ、児童養護施設、乳児院等の空きスペースや里親・ファミリーホームの活用を促進します。

(4) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組（別冊6 P13）

代替養育を必要とする子どもの状況が変化していることをふまえ、里親等を支援する体制をより強化していくことが求められています。このため、計画の最終年度の里親委託率を前期計画と同様に3歳未満60%、就学前60%、学童期以降40%、全年齢45%に設定します。ただし、計画期間内に設定した目標値を超えた場合は、国の策定要領に記載された目標値（乳幼児75%、学童期以降50%）とします。

(5) 施設の高機能化および多機能化・機能転換に向けた取組（別冊6 P13～15）

児童養護施設および乳児院の小規模化・地域分散化に伴い定員が整理されているため、緊急の一時保護の要請等に対応できるよう定員の一定数を確保する必要があります。施設職員の確保や人材育成が難しいことから、現状の定員を維持していくことが適当であると考えています。県は、今後も地域の実情に即した一時保護専用施設、児童家庭支援センター、里親支援センターの設置などの多機能化・機能転換を促進していきます。

(6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組（別冊6 P15）

施設の退所後、あるいは、里親の措置解除後、子どもがどのような道を進むのか実態を把握できていない状況です。今後、その実態を把握し、子どもに適した自立支援策が提供できるよう仕組みづくりを検討します。また、児童自立生活援助事業や社会的養護自立支援事業を通じて、子どもが、施設の退所後などに生活がなかなか安定しない、あるいは挫折を感じたとき、孤独に暮らすのではなく、安全で安心な居場所に戻れるアフターケアの環境を整備します。

(7) 児童相談所の強化等に向けた取組（別冊6 P16）

近年、児童相談所の専門職の増員を行っていますが、増加傾向にある児童虐待相談等に的確に対応していくための人材の確保・育成や専門性の向上などの課題もあります。そのため、児童相談所の業務の見直し、児童家庭支援センターへの指導委託の促進など業務改善に取り組みます。併せて、非常勤弁護士を増員など業務課題に適切に対応できるよう環境を整えます。さらに、「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書（2023年津事例）」を重く受け止め、警察をはじめ小中学校、幼稚園、保育所等の関係機関と連携・協力を深めます。

(8) 障害児入所施設における支援（別冊6 P16）

障害児入所施設は、被虐待児への支援の充実を図る観点から、被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら心理面からの支援を行うとともに、入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援を行います。

第6章 次期計画づくりに向けて（別冊6 P17～18）

第4章「計画全体に関わる検討課題」について、次期計画づくりに向けて調査・研究を行い、一定の方向性を提示できるよう検討を重ねます。

(1) 調査・研究の実施

(2) PDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題

第7章 関係機関等との連携・協力と情報の収集と発信（別冊6 P18）

（1）課題解決に向けた調査・研究に関する関係機関等の連携・協力

第6章の次期計画づくりのために必要となるデータを調査・分析し、研究を深めることが求められ、その調査・研究の実施にあたり、大学等の調査研究機関はもとより、子どもが生活する現場である施設や学校などと緊密な連携・協力が必要です。県は、そのための仕組みづくりを行います。

（2）課題解決に向けた情報収集と関係機関等への情報発信

全国の成功事例や成果のあった事例、研究発表、地域の活動報告など有益な情報を収集し、本県の実情・現状に即した課題解決のためのヒントを探求します。

5 今後の予定

令和6年 12月 パブリックコメントの実施（～令和7年1月）

令和7年 2月 第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（最終案の説明）

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）

計画の策定

7 「三重県ＤＶ防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」（中間案）について

1 計画の目的

「三重県ＤＶ防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画」は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「ＤＶ防止法」という。）に基づく計画で、困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者への支援に関する施策を定めるものです。

なお、両法は女性の人権擁護及び男女平等の実現などの共通の目標があり、政策的に関連の深いものであるため、ＤＶ被害をはじめとする困難な問題を抱える女性を包括的に支援することを目的として、一つの計画として一体化して策定することとし、このたび、別冊 7 のとおり中間案を取りまとめました。

2 計画のポイント

（１）若年女性への包括的支援の推進

官民協働により、若年女性が抱える多様かつ複雑な問題に対応し、孤立させない支援を推進するため、ＳＮＳや民間団体を活用した相談窓口の設置及び女性相談支援センターの機能強化などにより、専門的な相談と支援がスムーズに行える環境を整備します。

（２）安全・安心の確保と社会意識の啓発・教育

支援対象者への切れ目ない、包括的な支援を行うために、各関係機関の連携を強化するとともに、ＤＶ被害者など保護が必要となる支援対象者には、安全・安心な居場所の迅速な提供をめざします。また、個人の尊厳や男女共同参画の視点に立ち、社会意識の啓発・教育を推進し、支援にあたる関係機関や職務関係者への研修を充実することで、支援対象者が安心して支援を受けられる環境を整えます。

3 中間案の概要

第 1 章 計画策定における基本的な考え方

1. 策定の趣旨（別冊 7 P 1～2）

本計画は、全ての人が性別に関わりなく対等な構成員として活動できる社会の実現をめざしています。この点について女性はジェンダーによる役割分担意識などの影響を受けやすく、生活困窮や家庭の問題、性暴力・性犯罪被害など複雑・多様化、かつ複合的な問題を抱えやすい状況にあります。これらの課題に対応するため、困難女性支援法やＤＶ防止法などに基づき、包括的な支援体制の整備などを目的に、本計画を策定します。

2. 計画の位置づけ（別冊7 P2～3）

本計画は、困難女性支援法第8条第1項およびDV防止法第2条の3第1項に基づいて策定するものです。また、「みえ元気プラン」や「第3次三重県男女共同参画基本計画」等、その他の県の計画とも関連するものとして位置づけています。

3. 計画の期間（別冊7 P3）

令和7年度から令和11年度の5年間

4. 基本理念（別冊7 P3）

本計画の基本理念は、複雑・多様化、かつ、複合的なものになっている女性が抱える問題に対応し、個々の意思を尊重しながら最適な支援を提供するとともに、配偶者からの暴力を防止することで暴力を容認しない社会の実現に取り組むことです。これにより人権擁護と男女平等の実現を目指します。

5. 支援対象者（別冊7 P3）

支援対象者は、家庭の問題、地域社会との関係、性的被害などで日常生活や社会生活に困難を抱える女性及びそのおそれのある女性です。また、DV被害者支援においては性別を問わず支援を行います。

第2章 県における現状および課題

1. 現状（別冊7 P4～29）

（1）県における女性支援事業の概要

県は女性相談支援センターを中心に、電話相談、来所相談、SNS相談などさまざまな相談方法を提供するとともに、メンタルケアや法的支援などを実施し、困難な問題を抱える女性やDV被害者を支援しています。

（2）県における困難な問題を抱える女性への支援に関する現状

DV相談を中心に女性相談支援センターにおける相談件数が高い水準で推移しており、高止まりしている状況です。相談内容は複雑で、多くの女性が性的被害や家庭問題など多岐にわたる問題を抱えています。

（3）「DV防止及び困難女性支援に関するアンケート」実施結果

困難女性支援法などの法制度や相談窓口の認知度が低いことが課題です。

（4）「困難な問題を抱える女性の支援に関するアンケート」実施結果

若年女性を対象にしたアンケートの結果、心の問題や対人関係など、複合的な問題を抱えていることがわかりました。また、多くの女性が適切な相談先を知らないと回答した一方、相談しやすい条件としてSNSなどの利便性や匿名性などを挙げています。

(5) 県内外NPOからの聞き取り結果

行政の福祉サービスについて、柔軟性の向上が求められています。特に夜間対応や多機能な居場所の確保、相談のハードルを下げるための取組が必要という意見が挙げられています。

(6) 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」の実績

各指標の実績において、認知度の向上や相談窓口の周知が不十分であることが課題となっています。

2. 課題（別冊7 P30）

相談窓口の周知、多岐にわたる相談内容に対応する専門的支援体制の整備、若年層への支援体制の強化、一時保護や施設入所対応の充実が必要です。また、新たな支援体制として、居場所の提供やSNS相談の周知が求められます。

第3章 県における今後の施策の方向性と取組内容

1. 今後の施策の方向性（別冊7 P31）

- (1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】
- (2) 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】
- (3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】
- (4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】
- (5) 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】

2. 計画の体系（別冊7 P32）

「(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり」では、男女平等や人権擁護に関する教育と広報啓発、相談窓口の周知に取り組みます。

「(2) 支援につながる相談窓口の整備」では、アウトリーチ活動や女性相談支援センターの調整機能の強化、SNSや民間団体との連携によりさまざまな相談窓口の設置などに取り組みます。

「(3) 安全・安心が守られる保護の実施」では、安全な保護体制の充実、同伴する子どもへの支援などに取り組みます。

「(4) 困難女性を支える仕組みづくり」では、官民協働による若年女性の支援、生活基盤の支援、居場所の提供などに取り組みます。

「(5) 関係機関と連携した支援体制づくり」では、支援調整会議の活用、関係機関の連携強化などに取り組みます。

3. 役割分担（別冊7 P33）

県は基本計画の策定などにより中核的な役割を果たし、市町や民間団体と連携しながら支援を推進する役割を担います。市町は最も身近な相談先として、必要な支援を包括的に提供し、他機関への連携も実施します。民間団体は現場での経験を生かし、県や市町と緊密に連携して、柔軟かつ迅速な支援を提供します。

4. 具体的な取組内容（別冊7 P34～49）

（1）個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】

男女平等や人権意識の啓発・教育を進めるとともに、ホームページでの情報提供や啓発物の配布活動などにより、支援情報の周知を強化します。

（2）支援につながる相談窓口の整備【相談支援】

S N Sを活用した相談窓口の設置や関係機関との連携強化などにより、潜在化しやすい問題を抱える女性を支援につなげるための体制整備を進めるとともに、女性相談支援センターの総合的な調整機能の強化を図ります。また、民間団体との協働を進め、さまざまな相談に対応します。

（3）安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】

D V被害者などの保護体制を強化し、緊急時の避難や保護対応を拡充し、子どもの同伴者への支援の充実を図ります。また、民間団体を含めたさまざまな関係支援機関との連携を強化します。

（4）困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】

特に官民協働で若年女性への支援を強化することとし、若年女性を対象とした相談窓口の設置や支援環境の整備、居場所の提供を推進し、孤立を防ぎます。併せて、支援対象者への心理的支援の充実や、さまざまな生きづらさを抱える当事者のニーズへの対応などに取り組みます。

（5）関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】

支援調整会議を設置し、課題の検討や対応の取組を通じて関係機関との連携を深化させ、包括的な支援体制を整えます。あわせて、市町における困難女性支援の推進体制を促進するとともに、支援者へのサポートや養成を実施します。

第4章 計画の推進

1. 推進および連携体制（別冊7 P50）

計画の推進にあたっては、「三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議」を設置し、関係機関の連携を強化して、円滑な実施を図ります。

2. 計画の進行管理（別冊7 P50）

計画の遂行と成果を上げるため、各部局の施策を総合的に展開し、市町における取組状況を適宜把握します。数値目標を設定して進捗状況を確認し、「三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議」において報告し、計画の適切な進行管理を行います。

3. 数値目標（別冊7 P51）

めざすべき方向性	性質	指標	計画策定時	目標 (令和11年度)
			数値	
1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり	アウトカム	困難な問題を抱える女性の内、抱えている問題についてどこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	58.6% (令和6年度)	50%以下
	アウトカム	DV被害を受けた経験のある人の内、どこ（だれ）かに相談したことがない人の割合（県民アンケート）	81.6% (令和6年度)	50%以下
	アウトプット	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に啓発を行う団体数	47箇所 (令和5年度)	52箇所以上
2 支援につながる相談窓口の整備	アウトプット	SNS相談窓口を利用した困難な問題を抱える女性の数	983件 (令和5年度)	1,400件以上
	アウトプット	医療関係者、民生委員、NPOなど、困難な問題を抱える女性を発見する可能性のある関係機関との研修の回数（啓発活動の回数）	5回 (令和5年度)	10回以上
3 安全・安心が守られる保護の実施	アウトプット	一時保護委託に係る委託契約施設数	10箇所 (令和5年度)	15箇所以上
4 困難女性を支えるしくみづくり	アウトカム	女性相談対応者の内、各支援制度（経済支援、就労支援、住宅支援など）の活用につながった困難な問題を抱える女性の数	—	240人以上
	アウトカム	一時保護された困難な問題を抱える女性が母子生活支援施設・女性自立支援施設への入所や地域における支援につながった人の割合	91% (令和5年度)	100%
5 関係機関と連携した支援体制づくり	アウトプット	支援調整会議を設置している市町数（DV対策協議会および要保護児童対策地域協議会と組織的に一体化しているものを含む）	—	29市町
	アウトプット	困難女性支援法に基づく基本計画を策定している市町数	—	29市町
	アウトプット	連携可能なNPOの数（一時保護や対応困難案件での連携、困難な問題を抱える女性の実見、研修講師招聘などの女性支援事業の活動内におけるもの）	0団体 (令和5年度)	10団体以上

第5章 その他重要事項

1. 基本計画の見直し（別冊7 P52）

計画の見直しについては、計画期間満了前に施策の評価を実施し、その結果を反映して行います。評価については定量調査や関係者の意見聴取を行い、その内容については公表することとします。

4 今後の予定

令和6年	12月	パブリックコメントの実施（～令和7年1月）
令和7年	2月	第3回三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画検討会議（最終案の説明）
	3月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明） 計画の策定

8 「第二期 三重県地域福祉支援計画」（中間案）について

1 地域福祉支援計画の目的

「三重県地域福祉支援計画」は、社会福祉法に定める「都道府県地域福祉支援計画」として策定しており、広域自治体としての観点から、市町における包括的な支援体制の整備に対する支援など、各市町の規模や地域特性、取組状況に応じて、市町の地域福祉が推進されるよう支援していくものです。

令和2年3月に策定した現行計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、新たな計画を策定することとし、このたび、別冊8のとおり中間案を取りまとめました。

2 計画のポイント

（1）計画の基本理念

人口減少が進み、単身世帯が増加し、地縁・血縁による助け合い機能が低下している中、複雑化・複合化している福祉ニーズに対応していくため、第一期計画に引き続き、「みんな広く包み込む地域社会 三重」を基本理念に掲げ、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進します。

なお、本計画に基づき、施策を推進するにあたり、そのすべての取組の基礎として、共通に位置付けられる原則を次のとおり定めます。

- ① 自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 本人に寄り添った支援
- ③ 地域づくりに向けた取組の推進
- ④ 持続可能な開発目標（SDGs）の達成

（2）地域における包括的な支援体制の整備

現在、県内の多機関協働による包括的な相談支援体制の整備市町数は14市町となり、それぞれの市町が、地域の実情に応じた体制を整備し、さまざまな課題を抱える当事者に寄り添った支援を進めています。引き続き、重層的支援体制整備事業をはじめとする包括的な支援体制が県内に広がるよう、市町のニーズを丁寧に把握し、支援していきます。

3 中間案の概要

第1章 計画策定の基本的な考え方

（1）計画の位置づけと他計画との関係（別冊8 P1～2）

さまざまな生活課題に関係する各分野の計画による施策が相互に連携を図り、総合的な取組を機能させるための計画として、この地域福祉支援計画を位置づけ、横断的に施策を推進していきます。

(2) 計画期間（別冊 8 P 2）

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

第 2 章 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口・世帯の状況（別冊 8 P 3～5）

(2) 支援を必要とする人等の状況（別冊 8 P 6～29）

要介護（支援）者数、認知症高齢者数、高齢者虐待相談・通報件数

障がい者数、障がい者虐待相談・通報件数

ひとり親家庭世帯数、子どもの貧困率、児童虐待相談対応件数 など

(3) 地域福祉を支える人や地域資源等の状況（別冊 8 P 30～37）

民生委員・児童委員数、ボランティア数、介護人材需給推計 など

(4) 第一期計画期間中の主な法改正（別冊 8 P 38）

重層的支援体制整備事業の創設、孤独・孤立対策推進法の施行、ヤングケアラーへの支援の強化を図るための子ども・若者育成支援推進法、児童福祉法の改正、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

(5) 第一期計画における取組成果と課題（別冊 8 P 39～44）

① 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の構築～）

多機関協働による包括的相談支援体制を整備した市町数が 14 市町となる一方で、主に小規模自治体において整備が進んでいません。

また、包括的な支援体制の整備に関することなどを定める地域福祉計画の策定市町数は 18 市町であり、第一期計画策定時から増加していません。

県内に包括的な支援体制を広げていくために、市町のニーズを丁寧に把握し、支援していく必要があります。

② 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）

包括的な支援体制において、どのような状態になっても、地域に暮らす誰もが、普段の暮らしを続けられるよう、介護、障がい、子育ての福祉分野の制度の充実を図りつつ、生活上の課題全般に応じた支援を推進しました。

さまざまな生きづらさを抱える人は、自ら SOS を発することが難しい場合も多いため、アウトリーチ（訪問型）支援等の本人に寄り添った支援に取り組む必要があります。

③ 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

高齢化の進展により、福祉サービスへの需要は今後も拡大することが見込まれ、生産年齢人口が減少する中で、福祉人材においても労働力不足の状態が続くと予想されることから、引き続き、福祉人材の新規参入及び定着促進に向けて取り組む必要があります。

第3章 計画の基本理念と施策体系（別冊8 P45～48）

第一期計画の基本理念や施策体系の基本的な部分は継承しつつ、地域住民に最も身近な市町における地域福祉の取組への支援に留意し施策体系を定めます。

- ① 地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～）
- ② 暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）
- ③ 地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）

第4章 施策展開

第2章で示した地域福祉を取り巻く状況をふまえ、第3章で示した理念のもと、施策を展開していきます。それぞれの施策体系における主な施策方向は、次のとおりです。

（1）地域における支え合い体制（～包括的支援体制の整備～）（別冊8 P49～56）

地域共生社会の実現に向けて、「包括的な相談支援体制の整備」と「地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を両輪として展開していきます。

主な取組として、整備が進んでいない市町に対して、研修会の開催による職員の専門性の確保に加え、市町の実情に応じた個別、具体的な支援を行います。既に整備が進んでいる市町に対しては、運用面で抱えている課題に応じた支援を行います。

また、働く場や参加する場の創出に向けた取組を充実してくために、福祉の領域を超えた地域づくりを検討、推進していきます。

（2）暮らしを支える取組の推進（～日常の暮らしの継続～）（別冊8 P57～67）

各分野において、それぞれの計画等に基づき、取組の充実を図るとともに、属性や世代といった「制度の枠組みにあてはめられた支援」とならないよう、「本人の意思決定を支援」とともに、「本人に寄り添った支援」を進めます。

また、昨今、問題が表面化している「ヤングケアラー」や「困難な問題を抱える女性」への支援が適切に実施できるよう取組を推進します。

（3）地域福祉を支える基盤整備（～福祉サービスの充実～）（別冊8 P68～72）

包括的な支援体制を整備し、普段の暮らしを継続していけるよう支援していくために、公的支援をはじめとする各種サービスの充実に取り組みます。

地域福祉を支える人材の養成・安定的確保について、「三重県人材確保対策推進方針（仮称）」に基づいた取組を推進していきます。

福祉現場の環境整備や質の向上に加え、事務作業の効率化も含めたデジタル技術の活用を促進します。

第5章 計画に係る評価指標と推進体制（別冊8 P73）

本計画は、個別計画と一体的に策定するものであることから、個別計画で指標を策定するものは、個別計画で進捗管理を行うものとし、本計画の基本理念等をふまえ、包括的な支援体制が県内に広がるよう次のとおり評価指標を設定します。

指標	現状値	令和11年度 目標値
多機関協働による包括的相談 支援体制整備市町数	14 市町	29 市町 (令和8年度) ※1
地域福祉計画策定市町数	18 市町	29 市町
包括的な支援体制の整備に向 けた後方支援実施市町数※2	—	29 市町 (累計値)

※1 みえ元気プランKPI

※2 計画期間中に、県が研修等を通じ、相談支援包括化推進員の養成や包括的な支援体制の整備の支援などを行った市町数

計画の推進にあたっては、学識経験者や市町代表、県・市町社協、関係団体で構成する「三重県地域福祉推進会議」において、評価指標の達成状況や個別計画の進捗状況等をふまえ、定期的に評価・検証し、着実な推進を図ります。

参考資料 事例集（最終案で追加予定）

市町、市町社協、関係団体等が取り組まれている好事例について掲載し、他市町等へ共有することで、県内の地域福祉の一層の推進につなげます。

4 今後の予定

- 令和6年 12月 パブリックコメントの実施（～令和7年1月）
- 令和7年 2月 第3回地域福祉支援会議（最終案の説明）
- 3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
計画の策定

9 「第二期 三重県再犯防止推進計画」（中間案）について

1 再犯防止推進計画の目的

「三重県再犯防止推進計画」は「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」で、国の再犯防止推進計画を勘案して、県における再犯の防止等に関する施策の推進について定めるものです。

令和2年3月に策定した現行計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、新たな計画を策定することとし、このたび、別冊9のとおり中間案を取りまとめました。

2 計画のポイント

第一期計画では、「犯罪や非行をした者を孤立させない」を基本理念とし、「息の長い」社会復帰支援に取り組むことで再犯者数を減少させ、安全・安心な社会を実現していくことをめざしてきました。こうした理念は、継承しつつ、犯罪や非行に至った者等と地域社会とのつながりが途切れることのない伴走する支援をより一層推進するため、基本理念を「犯罪や非行に至った者を包摂する社会へ」と変更します。

3 中間案の概要

第1章 計画の概要

1 計画改定の趣旨

（1）第一期計画に基づく取組の検証（別冊9 P1～2）

第一期計画では、「①就労・住居の確保等」「②保健医療・福祉サービスの利用の促進等」「③学校等と連携した修学支援の実施等」「④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等および犯罪被害者等の心情等を理解するための取組」「⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等」の5つの項目について、重点課題として掲げ、取組を進めてきました。

第一期計画の目標値は、令和6年の県内の刑法犯検挙者数の中の再犯者数を平成30年の1,010人と比較して20%減少(808人)することとしていました。

令和5年の再犯者数は864人となり、再犯者率は40.8%であり、平成30年の45.7%と比較して4.9ポイント減少している状況です。

第一期計画の目標は達成しておらず、県の再犯者率は減少傾向にあるものの、4割を上回っていることから、安全・安心な社会を実現するため、引き続き再犯防止の取組を推進していく必要があります。

また、支援に携わる関係機関等からは、一人ひとりが抱える課題は異なり、複雑化、複合化していることが指摘されており、包括的な支援体制の整備や犯罪に至った者一人ひとりに寄り添った息の長い支援が求められています。

(2) 国の第二次再犯防止推進計画の概要（別冊9 P2～3）

国の第二次再犯防止推進計画では、「地域による包摂の推進」を新たに重点課題として設け、国と地方公共団体の連携をさらに強化していくことを掲げています。

2 計画期間（別冊9 P5）

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画の重点課題（別冊9 P4～5）

第二期計画では、第一期計画の重点課題を継承しつつ、第一期計画の検証、再犯防止推進法、国の第二次再犯防止推進計画をふまえ、重点課題を次のとおり位置づけるものとします。

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施
- (4) 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施
- (5) 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組
- (6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- (7) 国・市町・民間協力者等との連携強化

第2章 三重県の再犯防止を取り巻く現状（別冊9 P7～14）

三重県の再犯防止を取り巻く現状を考察するにあたり、使用しているデータは以下のとおりです。

- (1) 矯正施設における入所者等の状況
- (2) 就労・住居に関する状況
- (3) 刑法犯検挙者数（犯行時年齢層別）
- (4) 福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数
- (5) 三重県地域生活定着支援センターの支援状況（コーディネート業務）
- (6) 県内の薬物事犯者の検挙者数と再犯者数および割合
- (7) 県内保護司数および保護司充足率

第3章 施策の展開

「第3章 施策の展開」では、第2章におけるデータをふまえた「現状と課題」とそれに伴う「具体的施策」についてそれぞれの重点課題において示しています。

また、「具体的施策」については、県の取組とあわせて国及び民間協力者等の取組を記載し、刑事司法の入口段階から地域社会での定着に至るまでの県内で実施する再犯防止に関する取組を示します。

なお、以下には、県が行う主な取組を記載します。

(1) 就労・住居の確保（別冊9 P15～21）

① 就労の確保

- ・ 保護観察終了後の就労、職場定着支援の検討・実施

② 住居の確保

- ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進
- ・ 職親プロジェクト三重支部等と連携した住み込みで働くことができる雇用主の確保に向けた取組

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進（別冊9 P22～27）

① 高齢者または障がい者等への支援等

- ・ 被疑者、被告人及び刑務所出所者等への福祉利用サービス支援
- ・ 国関係機関との事前調整及び困難事例の共有

② 薬物依存を抱える者への支援等

- ・ 薬物事犯者も含めた薬物依存者への治療や社会復帰への支援
- ・ 薬物事犯者に対する薬物断絶の指導教養

(3) 非行の防止と立ち直り、学び直し支援の実施（別冊9 P28～33）

- ・ 匿名・流動型犯罪グループによる犯罪に少年を加担させないための非行防止教室の開催
- ・ スクールソーシャルワーカーと福祉等関係機関が連携した児童・生徒支援
- ・ 高等学校中退の防止に向けて教育相談体制の充実
- ・ 学校と保護司や保護観察所等の連携した立ち直り支援
- ・ 課題を抱える少年院退所者の児童福祉、障がい者福祉、保護観察所等と連携した帰住先確保や福祉支援
- ・ 「学び直し支援事業」の実施

(4) 犯罪に至った者等の特性に応じた効果的な指導等の実施（別冊9 P34～40）

- ・ 性犯罪者・ストーカー加害者に対する指導等
- ・ 依存症を抱え、犯罪に至った者への相談支援
- ・ 暴力団からの離脱支援、離脱者に対する社会復帰支援

(5) 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組（別冊9 P41）

- ・ 矯正施設等での研修会の開催

(6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進（別冊9 P42～44）

- ・ 保護司や更生保護ボランティアの確保に係る取組
- ・ 「社会を明るくする運動」など更生保護への理解を深めるための取組

(7) 国・市町・民間協力者等との連携強化（別冊9 P45～47）

- ・ 県地域生活定着推進センターの福祉的支援を通じた市町や福祉関係機関との連携、地域での処遇検討会等の参加
- ・ 地域における再犯防止の取組の推進を目的とした市町職員研修の実施
- ・ 市町の包括的な支援体制の整備に対する後方支援

第4章 評価指標と計画の推進体制（別冊9 P47）

(1) 評価指標

計画を実行性のあるものにするため、以下のとおり評価指標を設定し、進捗管理を行います。

【評価指標】 令和11年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者の割合

【目標値】 40%未満とする。

【参考指標】 令和5年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者の割合 40.8%

(2) 推進体制

計画の推進にあたっては、刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、更生保護等に取り組む関係団体、市町代表で構成する「三重県再犯防止推進会議」において、計画の推進状況を定期的に評価・検証し、成果や課題についての情報共有、意見交換を行い、取組の効果的な実施を図ります。

4 今後の予定

- | | | |
|------|-----|--------------------------|
| 令和6年 | 12月 | パブリックコメントの実施（～令和7年1月） |
| 令和7年 | 2月 | 第3回再犯防止推進会議（最終案の説明） |
| | 3月 | 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明） |
| | | 計画の策定 |

10 「第二期 三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）について

1 第二期三重県ひきこもり支援推進計画の目的

「三重県ひきこもり支援推進計画」は、福祉分野の上位計画である「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として、ひきこもり支援に特化し、施策の方向性などを明らかにしたものです。

令和4年3月に策定した第一期計画が令和6年度をもって最終年度を迎えることから、「第二期三重県ひきこもり支援推進計画」を策定することとし、このたび、別冊10のとおり中間案を取りまとめました。

2 計画のポイント

（1）実態調査結果をふまえた施策の構築

第二期計画の策定にあたり、県内のひきこもり当事者及びその家族の支援ニーズや、支援機関が抱える課題等を把握するため、令和6年8月から10月にかけてアンケート調査や個別ヒアリングを実施し、その結果もふまえ、現状の課題や今後の施策展開を整理しています。

（2）計画の支援対象者の見直し

国において策定を進めている新たな支援指針「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」の考え方をふまえて、第二期計画では、支援対象者を「ひきこもり状態（何らかの生きづらさを抱え、家族を含む他者との交流が限定的または希薄な状態）にある方・その家族」とし、ひきこもり状態の期間等は問わないこととします。

また、支援対象者に「支援者」も加え、ひきこもり当事者等に伴走している支援者自体を支援するという視点から、県の後方支援の充実を図ります。

3 中間案の概要

第1章 計画策定の基本的事項

（1）計画の位置づけ（別冊10 P2）

「三重県地域福祉支援計画」における「みんな広く包みこむ地域社会 三重」という考え方をふまえつつ、未来のあるべき地域福祉社会の姿を明確にし、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けた先導役となることをめざします。

（2）計画期間（別冊10 P2）

令和7年度から令和11年度までの5年間

第2章 ひきこもり支援に係る現状と課題

(1) 第一期計画の取組状況（別冊10 P3～9）

第一期計画では、①情報発信・普及啓発、②対象者の状況把握・早期対応、③家族支援、④当事者支援、⑤社会参加・活躍支援、⑥多様な担い手の育成・確保の6つを施策展開の柱として掲げ、取組を進めてきました。

(2) ひきこもりに関する調査から見える現状（別冊10 P9～50）

① 国の調査結果から見えるひきこもりの人数

内閣府が令和4年11月に実施した「こども・若者の意識と生活に関する調査」により報告された「広義のひきこもり」の出現率に、本県の人口を乗じて算出した「広義のひきこもり」の推計値は、約2万人です。

② 県のひきこもりに関する実態調査結果から見える現状や支援ニーズ

オンラインフォーム等によるアンケート調査（令和6年8月実施）には、ひきこもり当事者（経験者含む）・家族100名の方に回答いただくとともに、支援機関については、158機関から回答がありました。（速報データ）

また、アンケート調査の回答者のうち、同意の得られた当事者・家族11名、支援機関10機関に個別ヒアリング（令和6年9～10月実施）を行いました。

アンケート調査結果の概要は、別紙のとおりです。（個別ヒアリング結果は、別冊10 P41～50）

(3) ひきこもり支援に係る課題（別冊10 P51）

これまでのひきこもり支援の取組状況や、実態調査の結果等をもとに、以下の5つの項目を現状の課題として整理しました。

- ①ひきこもりについての理解促進 ②支援機関の周知 ③支援や社会資源の充実
- ④広域連携的な視点と包括的な視点を持った支援の推進 ⑤県の後方支援の充実

第3章 基本的な考え方（別冊10 P52～53）

第一期計画策定当初に10年先を見据えてイメージした将来のめざす社会像については継承しつつ、5年後の目標（めざす姿）は次のとおり整理しました。

① 将来のめざす社会像

「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望を持って安心して暮らせる社会」

② 5年後の目標（めざす姿）

「ひきこもりは誰にでも起こりうるものであり、ひきこもり状態になったとしても、早期に支援につながるができるよう、安心して訪れることができる居場所等の社会資源を確保することにより、十分な支援体制が整備されています。」

第4章 施策展開と取組方向（別冊10 P54～60）

ひきこもり支援に係る現状や課題等をふまえて、7つの施策展開の柱に整理し、それぞれの柱ごとに取組方向を記載しています。

① 情報発信・普及啓発

ひきこもりについての正しい理解の促進、支援機関の周知促進、支援機関からの情報発信（情報を届けるアウトリーチ）

② 家族支援

家族に寄り添った相談支援、家族支援の充実

③ 当事者支援

当事者に寄り添った相談支援、アウトリーチ（訪問型）支援の充実、当事者が交流する場づくり

④ 相談支援体制の充実

支援につながるための窓口の多様化、包括的な支援体制の構築、対象者への早期対応、適切なアセスメント等の推進、教育相談の実施

⑤ 社会参加・活躍支援

社会との接点を持つ機会の提供、段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくり

⑥ 支援者支援

相談支援、連携体制の充実に向けた支援、不登校児童生徒等を支援する人材の育成、専門性を生かした支援

⑦ 多様な担い手の育成・確保

ひきこもり支援に関わる方等への理解促進

第5章 計画の推進（別冊10 P61～69）

計画に基づく取組の進捗状況を県民の皆さんに見える化し、PDCAのサイクルを適切に回すため、「5年後の目標（めざす姿）」をふまえ、計画に取り組んだ成果をあらわす「計画全体の目標」を次のとおり整理しました。

目標項目	現状値 (5年度)	11年度の 目標値
ひきこもり当事者のための居場所数	45 か所	60 か所
「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合	57.8%	80%

4 今後の予定

令和6年 12月 パブリックコメントの実施（～令和7年1月）

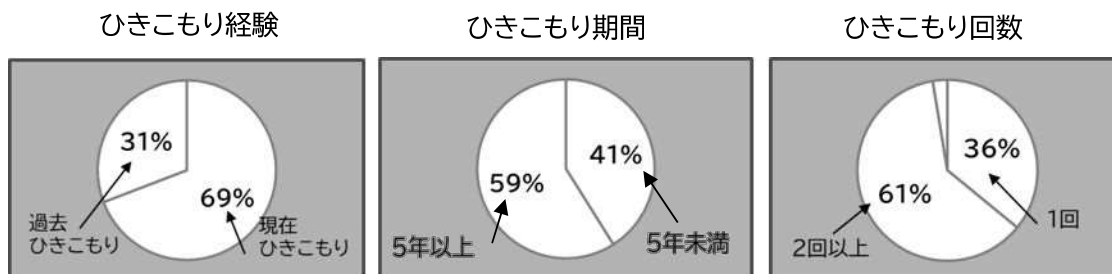
令和7年 2月 三重県ひきこもり支援推進委員会（最終案の説明）

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）

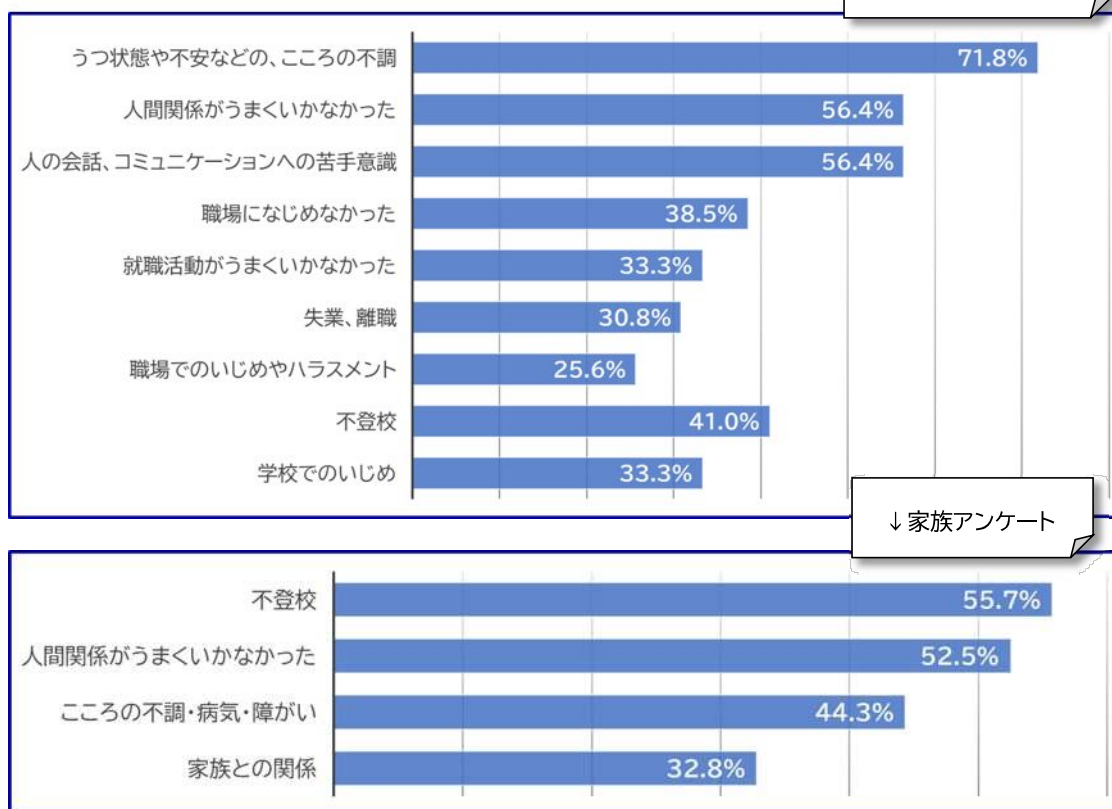
計画の策定

令和6年度実態調査（アンケート調査）結果概要

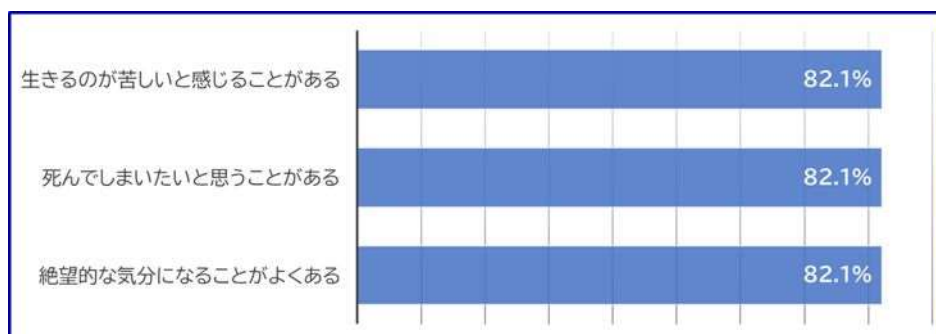
■当事者のひきこもりの状況



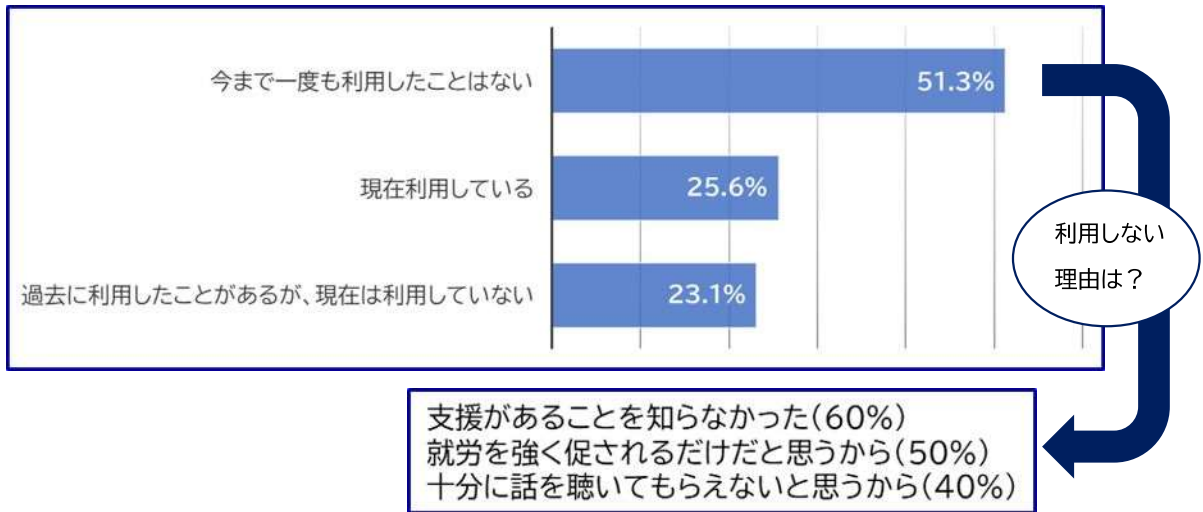
■ひきこもり状態になったきっかけ



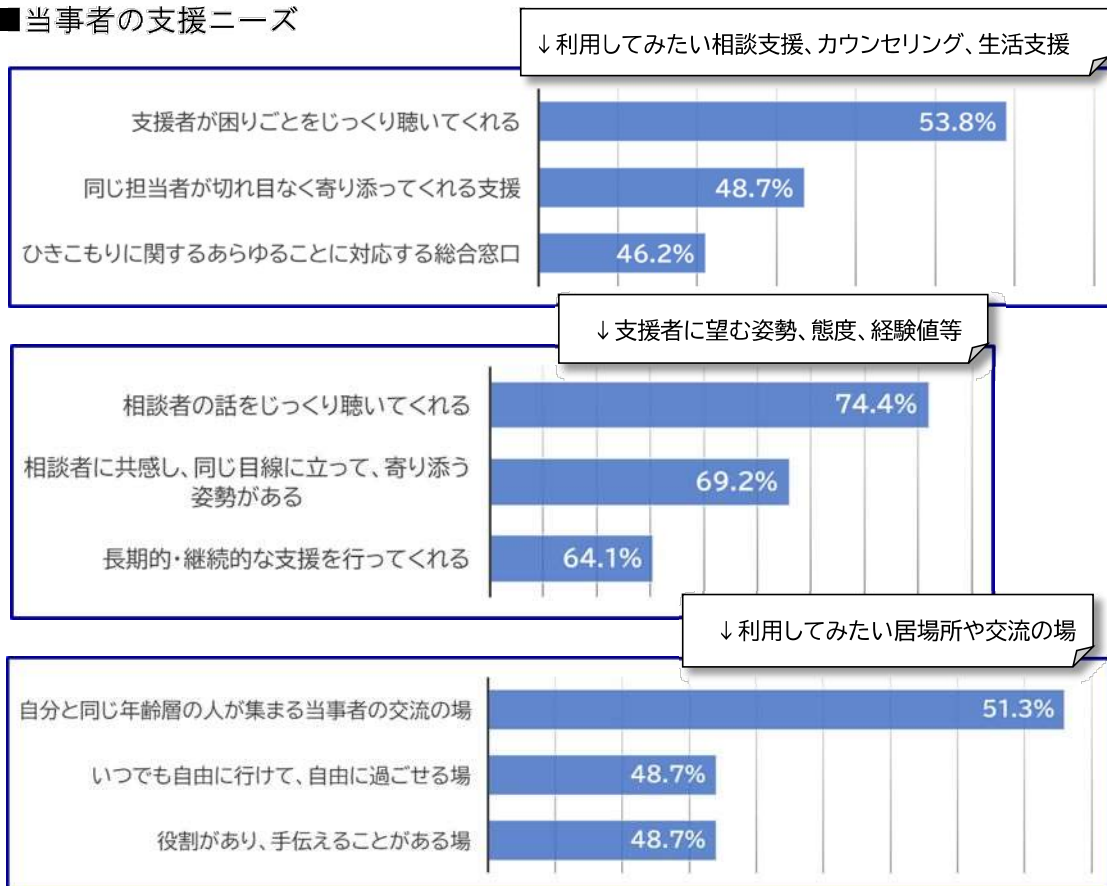
■ひきこもり状態のときの当事者の心情



■当事者のひきこもり支援の利用状況



■当事者の支援ニーズ



■家族の支援ニーズ等

↓家族がひきこもり状態の本人に関連して悩んでいること



↓家族自身が必要としている支援



↓家族がひきこもり状態の本人に受けてほしい支援

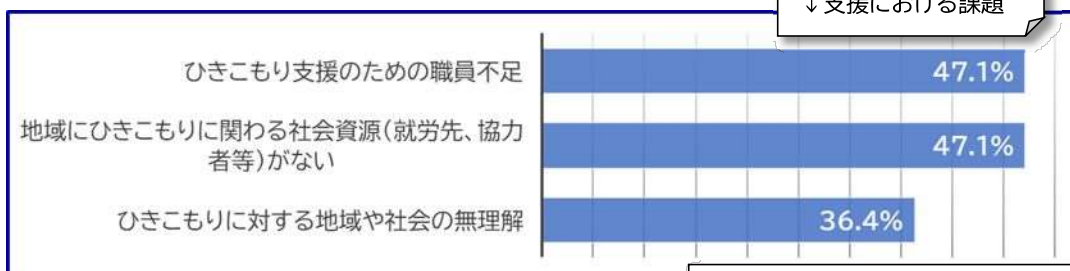


■支援機関アンケート

↓当事者の回復の助けになると感じている働きかけ



↓支援における課題



↓支援において注力していること

